

1. 増殖対象水産動植物の種類

シャコガイ類、イセエビ類、ナマコ類、シラヒゲウニ、カタメンキリンサイ

2. 対象水産動植物の増殖方法

- (1) シャコガイ類、イセエビ類については、保護区域の設定により再生産力の増大が見込まれることから、採捕禁止による保護増殖を図る。
- (2) カタメンキリンサイは、陸上水槽で培養した母藻の投入等により増殖を図る。
- (3) シラヒゲウニ、ナマコ類については、繁殖生態に関する調査研究を行うと共に、保護水面内における親個体の集約的畜養によるスピルオーバー等の増殖手法を明らかにした上で、積極的な増殖を図る。

3. 増殖等施設の概要

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所の施設を利用する。

4. 採捕を制限または禁止する水産動植物の種類

魚類、タコ類、イカ類及びヒトエグサを除くすべての水産動植物

5. 採捕を制限又は禁止の内容

(1) 制限又は禁止期間

周年

(2) 周年制限又は禁止の内容

魚類、タコ類、イカ類及びヒトエグサを除くすべての水産動植物の採捕を禁止する。ただし、漁業法又は沖縄県漁業調整規則に基づき沖縄県知事の許可を受けたものが行う調査研究等のための当該保護水産動植物の採捕については、この限りではない。

(3) 制限又は禁止する漁具又漁船及びその内容

該当なし

6. 保護水面の面積又は流程

面積 350 万 m²

7. 直接管理責任者、監視員

直接管理者 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所長

監視員 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所職員

その他沖縄県知事が委託する者

8. 調査担当機関

調査担当機関 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所

9. 管理の具体的内容

(1) 管理方法

沖縄県漁業調整規則により保護水面区域における水産動植物の採捕を制限又は禁止するとともに、標柱及び制札を主要カ所に設置して一般住民及び漁業者を啓蒙指導する。また、監視員による巡回により密業を防止する。

(2) 監視員の配置の内容

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所の職員及び必要に応じて知事が委託するものが監視を行う。

(3) 補償計画

なし

(4) 調査計画

(イ) 保護水面区域の生物相を可能な限り、定量的、時期的に明らかにする。

(ロ) 水温、塩分、PH、DO等の必要な環境調査を実施する。